

傷病鳥獣救護に関する事例（ボランティア制度）

項目	栃木県	千葉県	神奈川県
①制度名	傷病野生鳥獣救護ボランティア制度（75人）	傷病野生鳥獣救護ボランティア制度（236人）	神奈川県野生動物救護ボランティア（200人）
②制度の開始年	平成13年度	平成4年度	平成9年
③制度上の手続き			
登録の要件、研修受講の必要性	登録制で、資格要件は県内在住者で、県が開催する講習会を受講し、登録申請書を提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> 登録制（申請書を県自然保護課に提出）で、特に資格など不要。申請書の記入事項として、氏名、住所、連絡先、保護可能な鳥獣、飼養施設状況となっており、登録されたら登録証の交付を受ける。 登録条件としての研修受講等はない。動物の飼育方法が分からない場合は、行徳野鳥観察舎友の会、千葉県獣医師会、NPO 野生動物救護獣医師協会へ問い合わせてもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録制で、野生動物救護ボランティア講習会（および体験）を受講した者が登録可能。 <p>【講習会内容】野生動物救護の理念と目的、野生動物を扱う際の衛生管理、野生動物関係の法規、野生動物救護の現状とボランティア活動、応急処置と搬送、幼鳥の食性と給餌、ボランティア活動の実際、体験と見学</p> <p>【自主研修】県自然環境保全センターにおける救護活動の体験。</p>
更新制度の有無	更新手続きがあり、年度末に更新の意思を確認する。	更新手続きは無い。	更新手続き有り、2年間で更新する。更新の申請がなければそのまま消滅する。
個人の資質確認、飼養施設状況確認	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> 個人の資質確認は特に行っていない。（自然保護に関心があり、救護野生動物のお世話を時間をさいて頂ける方であれば登録は可能） 飼養施設について、申請時に用意の可能性を確認している。 	特になし。
④ボランティアに依頼する業務内容	リハビリ（県民の森での飼養補助、自宅で飼養）	リハビリ、放野、終生飼養	短期保護（飼養期間原則30日以内で野生復帰可能なものの飼養）、長期保護（終生飼養）、県自然環境保全センターでのボランティア活動
⑤依頼後の管理体制（定期報告、死亡等の報告の義務）	個体の死亡や放野等で飼養を終了するときは、飼養結果報告書を提出する。	必要なときに問い合わせをするが、自然復帰または死亡したときは、速やかに千葉県自然保護課に報告することになっている。	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1度程度の定期報告を受ける。 死亡等について報告を受ける。
⑥依頼する対象種を限定しているか	限定していないが、各ボランティアの希望や設備を確認の上依頼する。	本人に保護をする意思があれば基本的に限定はしていないが、猛禽類、水鳥など特別な飼育施設あるいは技術が必要な鳥種については専門のボランティアに保護を依頼するかあるいは行徳野鳥観察舎に収容する。	特に明確な線引きはないが、一般家庭での飼養が難しい種などは依頼していない。
⑦違法飼養を防ぐ手立てを何かしているか。 （例）番号が記名された再装着不可能な脚環等の装着により個体識別をしている。	行っていないが、個体ごとに飼養依頼証を発行し、飼養終了時に返還することとしている。	<ul style="list-style-type: none"> 密猟の野鳥を傷病鳥と偽る可能性があることから、飼養登録は認めていない。 メジロ、ウグイス、ホオジロ等違法飼育の多い鳥類については、保護した者に飼育は依頼せず別のボランティアに飼育を依頼している。 保護の連絡を受けた際に内容を記録しているため、第三者から通報があった場合に違法飼育かどうかの確認が可能である。 ボランティア登録後に不相当と認められる者については登録を抹消する。 	特に行っていないが、猛禽類の場合は足環をつけて管理している。

傷病鳥獣救護に関する事例（民間団体との連携）

項目	富山県	大阪府	島根県
①どのような団体か（任意のボランティア団体、NPO 法人など）	<ul style="list-style-type: none"> 富山県鳥獣保護センター：指定管理者である（公財）富山県民福祉公園管理施設が県の委託を受け、運営している。また、家畜保健衛生所獣医師の協力を得ている。 富山県鳥獣救護の会：日本鳥類保護連盟富山県支部会員、富山県鳥獣保護管理員等で構成。 	<ul style="list-style-type: none"> 救護ドクター：大阪府獣医師会、大阪市獣医師会を通して登録された動物病院で構成。 NPO 法人日本バードレスキュー協会：野生傷病鳥の救護と救護された鳥を野生復帰させるための活動を行う団体。 傷病鳥獣保護飼養ボランティア制度：制度に登録された一般市民。 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病野生鳥獣救護ドクター：島根県獣医師会の医師 NPO 法人しまね野生鳥獣救護ボランティア：東部農林振興センター（松江合同庁舎）内に事務局を設け、一般の方の会員として所属している。 傷病野生鳥獣救護舎：県の馬術場（出雲市内）の近くに併設された救護舎で、搬送された鳥獣の世話や救護舎の管理（草刈等）を、馬術連盟と契約を行い、実施してもらっている。
②傷病鳥獣受入窓口からどのような流れで民間に依頼するか（治療受入窓口の有無、依頼者の選定など）	<ul style="list-style-type: none"> 発見者から通報を受けた市町村等行政窓口（市町村、農林振興センター、鳥獣保護管理員、自然保護課）は、鳥獣保護センターに救護飼養と野生への訓練を依頼する。 発見者から直接、鳥獣保護センターや「富山県鳥獣救護の会」に運搬され、収容・救護が行われる。 	<ol style="list-style-type: none"> 傷病鳥獣を発見した市民からの通報を受けて府から救護ドクターに診察を依頼します。 救護ドクター等は、治療した傷病野生鳥獣について、野生復帰まで時間を要し野生復帰まで保護飼養ができない場合等、大阪府動物愛護畜産課または府内各地域の農と緑の総合事務所（以下「大阪府」という。）に連絡します。 大阪府は、連絡を受けた野生鳥獣の保護飼養をボランティアに依頼します。 依頼を受けたボランティアは、救護ドクター等の所へ野生鳥獣を引き取りに行きます。 ボランティアは、野生鳥獣の保護飼養に関して分からないことがあれば、大阪府及び救護ドクター等に相談することができます。ボランティアは適切な指導を受けながら、野生鳥獣の野生復帰を目的として、給餌やリハビリを行います。 野生鳥獣の傷病が癒え、野生復帰できる状態になったときは、その野生鳥獣に適した時季と場所を選んで放鳥獣を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 9 年度より、初期救護体制としての「傷病野生鳥獣救護ドクター制度」の創設や、治療後の野生復帰に向けたリハビリ施設としての「傷病野生鳥獣救護舎」（出雲市）の設置等により、救護体制整備を図ってきたところ。さらに平成 17 年度からは、NPO 法人「しまね野生鳥獣救護ボランティア」が設立されたことに併せて、同年より傷病野生鳥獣のリハビリ飼養業務の一部を委託するなど、救護体制の整備は進みつつある。（事業計画より） 流れとして、支庁、市町村等から「傷病野生鳥獣救護ドクター」に依頼し、リハビリが必要なものは傷病野生鳥獣救護舎やNPO しまね野生鳥獣救護ボランティア等へ依頼する。
③連携内容（民間が行っている業務内容）	<ul style="list-style-type: none"> 富山県鳥獣救護の会には、収容・飼養および放鳥獣を依頼している。 鳥獣保護センターへの委託内容は、受入窓口から、収容・治療、リハビリ、終生飼養まですべて含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 救護ドクター：診察、治療、放鳥獣 NPO 法人日本バードレスキュー協会：リハビリ、放鳥獣 傷病鳥獣保護飼養ボランティア制度：治療を受けた野生鳥獣のリハビリ、放鳥獣 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病野生鳥獣救護ドクター：治療、介護、経過診察 NPO しまね野生鳥獣救護ボランティア等：保護飼養（一時飼養）、放鳥獣 傷病野生鳥獣救護舎：保護飼養（一時飼養）、放鳥獣
④その規模（協力者の人数）	<ul style="list-style-type: none"> 富山県鳥獣保護センター：3名 富山県鳥獣救護の会：6名 	<ul style="list-style-type: none"> 救護ドクター：143 病院 NPO 法人日本バードレスキュー協会：150 名（所属人数） 傷病鳥獣保護飼養ボランティア制度：57 名 	<ul style="list-style-type: none"> 獣医師会 275 名のうち、傷病野生鳥獣救護ドクターは 8 名（平成 23 年） NPO しまね野生鳥獣救護ボランティア：20 名程度 傷病野生鳥獣救護舎：馬術連盟の職員 4 名
⑤交付金等の支給の有無と委託方法（団体・個人）	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護センターの運営費として県が支出している。運営費は指定管理者への委託料として H26 年度で 3,076 万円。 富山県鳥獣救護の会へは年間 30 万円程度で委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> 救護ドクター：獣医師会に謝礼金の支払い（平成 26 年度 132 万円） NPO 法人日本バードレスキュー協会：無償 傷病鳥獣保護飼養ボランティア制度：無償 	獣医師会、島根県馬術連盟、NPO しまね野生鳥獣救護ボランティアへの委託費として、合計 143 万円（平成 26 年度）

傷病鳥獣救護に係る実施体制図

